

◆ おくやみコーナー利用時にお持ちいただくもの ◆

(1) 窓口に来る方（ご遺族）のもの

- 窓口に来る方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの
 - マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など
 - ・写真付きのものがない場合は次から2点
 - 被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など
- 戸籍謄本等（窓口に来る方と亡くなった方の続柄がわかるもの）
- 認印（相続人代表・喪主）
- 預貯金通帳等（相続人代表・喪主）
 - ※国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していた場合は、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。
- 新たな引落口座がわかるものと銀行届出印
 - ※亡くなった方名義の預貯金通帳から町税等を口座引き落としされていて、ご遺族等名義の口座に変更する場合には必要です。
- 委任状

(2) 亡くなった方のもの

- 国民健康保険被保険者証
 - ※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員分の被保険者証
- 後期高齢者被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 重度心身障がい者等医療費受給者証
- 児童扶養手当証書
- 子どもはぐくみ医療費受給者証
- ひとり親家庭等医療費受給者証
- その他、役場から交付された証書
 - ※死亡に伴う手続は、法令等によって手続できる親族の範囲が異なります。
 - 亡くなった方と窓口に来る方の続柄によっては、手続きいただけないものもありますので、ご了承ください。